

『2016年度日本歯科保存学会奨励賞の授賞取消について』

2016年度日本歯科保存学会奨励賞を受賞した者のうち一名につき、同賞の授賞を取り消すことといたします。その理由は、同人が奨励賞応募申請書に記載した応募論文につき、愛知学院大学作成の平成30年3月9日付「愛知学院大学における研究活動上の不正行為に関する調査結果について」により、不正行為が認定されたためです。

同人は、上記調査結果において、「不正行為には関与せず、不正行為が行われた論文の内容について責任を負わない者」であり、「不適切なオーサーシップの被害者としての側面を有している」と認定されていますが、奨励賞授賞の根拠である当該論文に不正行為が認定されている以上、同賞の授賞は取り消さざるを得ないものと判断いたしました。

平成30年11月1日
特定非営利活動法人
日本歯科保存学会